

道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後				現行			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
1 占用料				1 占用料			
	種別	単位	金額		種別	単位	金額
柱類	第1種電柱	1本につき1年 当たり	550円	柱類	第1種電柱	1本につき1年 当たり	480円
	第2種電柱		850円		第2種電柱		730円
	第3種電柱		1,100円		第3種電柱		980円
	第1種電話柱		490円		第1種電話柱		420円
	第2種電話柱		790円		第2種電話柱		680円
	第3種電話柱		1,100円		第3種電話柱		930円
	その他の柱類		49円		その他の柱類		42円
	線類		共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル につき1年当 たり		5円
地下電線その他地下に設ける線類			3円	地下電線その他地下に設ける線類		3円	
変圧器	路上に設ける変圧器	1個につき1年 当たり	480円	変圧器	路上に設ける変圧器	1個につき1年 当たり	420円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方 メートルにつ き1年当 たり	300円		地下に設ける変圧器	占有面積1平方 メートルにつ き1年当 たり	250円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年 当たり	990円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年 当たり	850円
郵便差出箱及び信書便差出箱			410円	郵便差出箱及び信書便差出箱			360円
広告塔		表示面積1平方 メートルにつ き1年当 たり	770円	広告塔		表示面積1平方 メートルにつ き1年当 たり	830円
その他のもの		占有面積1平方 メートルにつ き1年当 たり	990円	その他のもの		占有面積1平方 メートルにつ き1年当 たり	850円
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル につき1年当 たり	21円	管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル につき1年当 たり	18円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		25円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		44円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		59円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		89円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		76円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未		210円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未		180円

道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後				現行				
	満のもの				満のもの			
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>300円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>250円</u>	
	満のもの				満のもの			
	外径が1メートル以上のもの		<u>590円</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>510円</u>	
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設		占有面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>990円</u>	鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設		占有面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>850円</u>	
地下街、地下室、通路その他これらに類する施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	地下街、地下室、通路その他これらに類する施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			<u>380円</u>	上空に設ける通路			<u>420円</u>
	地下に設ける通路			<u>230円</u>	地下に設ける通路			<u>250円</u>
	その他のもの			<u>990円</u>	その他のもの			<u>850円</u>
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日当たり	8円	露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日当たり	8円	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月当たり	<u>77円</u>		その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月当たり	<u>83円</u>	
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月当たり	<u>77円</u>	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月当たり	<u>83円</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>770円</u>		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>830円</u>
	標識		1本につき1年当たり	<u>790円</u>	標識		1本につき1年当たり	<u>680円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日当たり	8円	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日当たり	8円
		その他のもの	1本につき1月当たり	<u>77円</u>		その他のもの	1本につき1月当たり	<u>83円</u>
	幕（工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日当たり	8円	幕（工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日当たり	8円
		その他のもの	その面積1平方	<u>77円</u>		その他のもの	その面積1平方	<u>83円</u>

道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後				現行			
	設であるものを除く。）		メートルにつき 1月当たり		設であるものを除く。）		メートルにつき 1月当たり
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月 当たり	<u>770円</u>	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月 当たり
		その他のもの		<u>380円</u>		その他のもの	
太陽光発電設備及び風力発電設備		占有面積1平方 メートルにつき		<u>990円</u>	太陽光発電設備及び風力発電設備		占有面積1平方 メートルにつき
津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な 施設		1年当たり		<u>Aに0.031を乗じ て得た額</u>	津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な 施設		1年当たり
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設		占有面積1平方 メートルにつき		<u>77円</u>	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設		占有面積1平方 メートルにつき
土石、竹木、瓦その他の工事用材料		1月当たり		<u>99円</u>	土石、竹木、瓦その他の工事用材料		1月当たり
防火地域（都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項 第5号に規定する防火地域をいう。以下同じ。）内に存す る建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当 該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建 築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定 する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既 存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存す る場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建 築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、 これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含 む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建 築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物					防火地域（都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項 第5号に規定する防火地域をいう。以下同じ。）内に存す る建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当 該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建 築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定 する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既 存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存す る場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建 築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、 これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含 む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建 築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物		
都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発 事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建 築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築 物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施 設					都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発 事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建 築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築 物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施 設		
トンネルの上又は高架の道路の 路面下に設ける事務所、店舗、倉 庫、住宅、自動車駐車場、自転車 駐車場、広場、公園、運動場その 他これらに類する施設	建築物	占有面積1平方 メートルにつき		<u>Aに0.019を乗じ て得た額</u>	トンネルの上又は高架の道路の 路面下に設ける事務所、店舗、倉 庫、住宅、自動車駐車場、自転車 駐車場、広場、公園、運動場その 他これらに類する施設	建築物	占有面積1平方 メートルにつき
	その他のもの	1年当たり		<u>Aに0.014を乗じ て得た額</u>		その他のもの	1年当たり
建築基準法第85条第1項に規定 する区域内に存する道路（車両又 は歩行者の通行の用に供する部 分及び路肩の部分を除く。）の区 域内の土地に設ける同項第1号に 該当する応急仮設建築物で、被災 者の居住の用に供するため必要	トンネルの上又は高架 の道路の路面下に設け るもの			<u>Aに0.019を乗じ て得た額</u>	建築基準法第85条第1項に規定 する区域内に存する道路（車両又 は歩行者の通行の用に供する部 分及び路肩の部分を除く。）の区 域内の土地に設ける同項第1号に 該当する応急仮設建築物で、被災 者の居住の用に供するため必要	トンネルの上又は高架 の道路の路面下に設け るもの	
	上空に設けるもの			<u>Aに0.022を乗じ て得た額</u>		上空に設けるもの	
	その他のもの			<u>Aに0.031を乗じ て得た額</u>		その他のもの	
				<u>Aに0.033を乗じ て得た額</u>			

道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後				現 行			
なもの				なもの			
道路の区域内の地面に設ける自転車(側車付きのものを除く。以下同じ。)、原動機付自転車(側車付きのものを除く。) 又は道路運送車両法第3条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの(いずれも側車付きのものを除く。) を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具			<u>Aに0.025を乗じて得た額</u>	道路の区域内の地面に設ける自転車(側車付きのものを除く。以下同じ。)、原動機付自転車(側車付きのものを除く。) 又は道路運送車両法第3条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの(いずれも側車付きのものを除く。) を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具			<u>Aに0.033を乗じて得た額</u>